

## 令和2年第1回森町議会4月会議会議録（第1日目）

令和2年4月27日（月）

開議 午前10時00分

休会 午前11時23分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
令和2年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 5 議案第 1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 7号 令和2年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 8号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 9号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

### ○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 佐々木 修 君
4番 高橋 邦雄 君	5番 伊藤 昇 君
6番 加藤 進 君	7番 堀合 哲哉 君
8番 東 隆一 君	9番 河野 文彦 君
10番 宮本 秀逸 君	11番 檀上 美緒子 君
12番 木村 俊広 君	13番 久保 友子 君
14番 松田 兼宗 君	15番 斉藤 優香 君

### ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
契 約 管 理 課 長	山 田 真 人 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保 健 福 祉 課 長	坂 田 明 仁 君
保 健 福 祉 課 参 事	須 藤 智 裕 君
子 育 て 支 援 課 長	濱 野 尚 史 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商 工 労 働 観 光 課 長	阿 部 泰 之 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	奥 山 太 崇 君
庶 務 係	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について  
令和2年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第 1 号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6 号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 7 号 令和2年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 8 号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 9 号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和2年第1回森町議会4月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、4月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、堀合哲哉君、8番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和2年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるところです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和2年度森町一般会計補正予算の第1回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億225万円を追加し、歳入歳出それぞれ107億3,207万2,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款19繰入金では、ふるさと応援基金繰入金を計上したものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出ですが、款7商工費の1億225万円は、新型コロナウイルスの感染拡大により町内事業者、とりわけ飲食店の経営が非常に厳しい状況に置かれている中、地元消費の拡大を促すため全町民向けにもりまち応援券を発行し、地域経済の活性化を図ろうとするものです。資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。また、もりまち桜まつりが中止となったことから、町内飲食店への利用を促すため観光客向けの町内飲食店案内看板の設置費用を森商工会議所に交付しようとするものです。資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。承認のほどよろしく申し上げます。

なお、引き続き商工労働観光課長から補足説明がございますので、よろしくお願いいたします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） ただいま報告されたもりまち応援券発行事業に対し一部補足がありますので、ご説明いたします。

資料ナンバー1、もりまち応援券発行事業をご参照ください。事業内容の（5）、発行方法の③、商品券の発行についてですが、令和2年5月11日に世帯ごとに郵送で配布する予定となっておりますが、このたび郵便局からマスクの配布や給付金など国の政策に伴う郵便物がこの時期に重なると発送が遅れてしまうということも想定されるということでした。そのため、商品券の発送が遅くなった場合や、またコロナウイルスに伴う対応で商品券の利用期限が短くなったときには利用状況を確認しながら利用期限を延ばすなど柔軟に対応していきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○12番（木村俊広君） もりまち応援券発行に当たり、マスクの配布等で少々遅れる可能性があるという説明がありました。その影響で結局この券を使つての消費が遅くなるということになると思うのですけれども、ということはこの効果が発揮されるのが後ろにずれていくという、必然的にそういう形になるかと思うのですけれども、それに伴って救済が遅れるということになるので、これやはりより一層支援していくためには直接的な給付が必要になってくるのではないかなと思うわけですけれども、その辺町として考えていることがあれば教えていただきたいなというのと、もしそういう試案があるのであれば早急に、専決でも構わないので、第2弾というか、逆に第1弾になるのかもしれないけれども、そういう形でやってもらえれば大変ありがたいなと思うのですけれども、その辺の考えあればお知らせ願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） ただいまの木村議員のご質問なのですけれども、私から答弁させ

ていただきたいと思えます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受けまして、全国、非常に状況が大きく変化しております。また、感染拡大を防止するための外出自粛をはじめ、休業要請などによりまして現時点でも先行きが見えない、そういう見通せない状況は森町も同様でございます。北海道では、休業要請に応じました各事業者に対して支援金を表明し、それぞれ道内の各自治体においても支援策を表明しております。森町といたしましても、この新型コロナウイルス感染防止対策によりまして事業収益が特に影響を受けている飲食店や商工業者の経営の一助を勘案いたしまして、役場内において独自支援策の準備を進めているところです。詳細につきましては、準備が整い次第改めて議員の皆さんにお伝えしたいと、そのように考えておりますので、お忙しい時節の参集になるかもしれません。そしてまた、ただいま木村議員からご質問の中にありましたように、専決処分という、そういうことをお願いするかもしれませんけれども、どうぞ皆さんにはご理解の上、ご協力またよろしくお願いを申し上げたい、そのように思います。結果としては第2弾は、議員のご質問にありましたように、先に支援金のほうが早くなると、そういう可能性もございすし、またこれに国の支援金なども先に各一個人に対して支給されるのかな、そういうことも考えてございます。町としても町内の事業主、また状況をつぶさに把握しながら対応していきたい、そのように考えております。

以上です。

○12番（木村俊広君） 第2弾を打つという、そういうお話ですけれども、これは現金給付を考えているということでもよろしいのでしょうか。再確認、申し訳ないですけれども。

○町長（梶谷恵造君） 木村議員おっしゃるように、現金給付ということで考えております。後ほど詳細について皆さんにお知らせしたいと、ご表明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○11番（檀上美緒子君） 同じくふるさと応援券発行の件なのですけれども、4月9日の全協のときにできるだけ早くこれを町民の皆さんにお届けするということが前提の上で専決処分という形で進めるということになったと思うのです。本来であれば、町のほうの予定でいけば今日のこの4月会議の中で議決をして取り組むと。その結果、5月の中旬から7月の末というような形で利用させていただきたいというような提案だったと思うのですが、その答議の中で、先ほど言いましたように、一刻も早く支援策を町民の下に行き渡らせるためには早く取り組むと。そのためにはこの議決を待たずに専決で進めさせてもらうというような形になったかと思うのですが、結論からいいますと、結果論というか、何のためのそしたら専決だったのだと私にしてみれば思うわけです。5月11日といたらもう中旬ですから、もともと。それがさらに遅れるという状況、4月9日の時点ではアベノマスクの話も出ていたわけです。そういうようなことで、私はスピード感というか、そこがどうなのだろうという思いがしているのです。今の町長の事業者や飲食店の方々含めた事業者への支援も含めてなのですけれども、特にスピード感を持たせる、とりわけ4月のま

ず支払いというか、それも含めて大変な事業者がいるということで、国や道のほうは遅くなるのははっきりしていたわけです。5月になるというのははっきりしていたわけで、自治体ではその前にそしたらできるだけ手を打とうという形で、今月末には出すと。枝幸なんかそういう形で取り組んでいるわけです。だから、そういうスピード感というか、それが森の場合は若干薄れているというか、弱いのではないかなと思うのですけれども、そのあたりも含めてちょっと応援券の部分、もう少し何とかならないかということなのですが。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

商品券の発送が遅いのではないかということなのですが、まず例えば全協のときに専決という話にもしななければ、今日が議会ですので、それから商品券の発注とかになるので、まだまだ発送のほうは遅くなります。ただ、4月9日の日に5月の中旬に発送したいというふうに記載していました。そちらについては、見積りというか、そちらのほうのうちの方もちょっと甘かったのかなというのは確かに認めます。ですけれども、どうしても必要な手続等々あるものですから、職員も皆さん頑張ってやっています。なので、今のところでは発送は5月11日が最短でできる日にちだと思っております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 分かりました。

それで、そしたらマスクとの関係なのですけれども、どっちかといったらマスク、割と不評があるわけで、そしてそれなりに結構手作りマスクも提供されるような状況の中であれなので、郵便局との話の中でこっちの応援券のほうを優先するというわけにはいかないものなのですか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

郵便局のほうから先週うちのほうに急遽お話があるということで、今回のマスクの話が出ました。当然うちのほうも先に何とかできないのかという話もしました。郵便局のほうからは国から郵便マスクが届いたら7日間以内に全部配るよという強い指示がありましたものですから、どうしてもそちらのほうを優先するということです。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 看板の件なのですが、資料2のところでは看板設置のお話があるのですが、これは結局桜まつりが中止になったからということがメインであれば、桜まつりを予定していた5月の中旬には撤去されるということになるのでしょうか。そのあたりお願いいたします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

看板なのですけれども、資料見てもらうと分かる通り、2か所予定しております。プールのところと道の駅のところ。プールのところは、花見が終わったら撤去する予定でおります。道の駅のほうは、もう少し若干そのままにしておく予定となっております。

以上です。

○9番（河野文彦君） まず、先ほど町長の答弁の中で別段で即効性のある支援策を考え

ているというようなお話があったので、ぜひ早く進めていただきたいなというふうに期待をしているところです。そして、この応援券なのですけれども、状況によっては利用期間を延長するという記載がありますけれども、町民の方に渡るのが5月11日以降、また郵便の配達の関係で多少のずれはあるのかなど。それ致し方ないと思っていたのですけれども、もし今の緊急事態宣言が継続していた場合、この緊急事態宣言も日に日に、東京都なんかですと買物も3日置きにしてくださいとか、どんどん条件が厳しいとか、だんだん状況が厳しくなっていく中で、この緊急事態がまだ続いていた場合、要は町民の方にも外出はできるだけ控えてくださいというようなお願いをすることになっていくと思うのですけれども、そういった場合に利用開始の時期を遅らせるとか、そういう何か対応というのは考えているか、お願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今の応援券なのですけれども、こちらのほう個人の方がお店で使った場合、お店の方が商工会なり会議所なりに券を持っていきます。その中で利用状況が分かりますので、それであまりにも使われていないとか、そうなったときには利用の期間を延ばしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 違うのでないか。開始時期を遅らせるのかと、この状況が続いた場合、コロナの。そういう意味でないか、質問は。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 開始時期なのですけれども、現状は緊急事態宣言も出ております。そのような中、確かに休業している店もほとんどありますので、そちらのほうは今のところ5月6日になっていますので、その状況を見極めながらちょっと検討していきたいなと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 私もこの状況が早く落ち着いて、この券をいち早く皆さん使っていただいで、飲食店ににぎわいが一日も早く戻ってくればいいなというふうに願っているところなのですけれども、先ほど言ったとおり、緊急事態が継続されてという事態であれば、ちょっとまた状況が変わってしまうのかなど、残念ながらそう思っているのですけれども、そうなった場合、テークアウトに取り組んでいるお店が結構あるのですけれども、テークアウトであればお店から家庭に持ち帰って、家族単位で食事を楽しんでもらうと。そして、飲食店での消費にもつながると。大変いい取組だなど思っている中で、これもちょっとやってしまったか分からないのですけれども、テークアウトやっている、やっていないが分からないのです。ですから、何かそういうのが分かる周知の方法というのをもし考えていたら、お願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

テークアウトについてなのですけれども、今日配ったチラシについては昨日できて、印刷のほうになってしまうので、その中で記載するのはちょっと難しい状況なものですから、

ホームページなりで紹介したり、また会議所とかではそういったテークアウトのお店の紹介もしておりますので、町としてもできる限りの対応はしたいなと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 看板のほうでちょっと何点か伺いたいのですけれども、これ道の駅と公園の前に設置というふうな形になっているかと思うのですけれども、すみません、公園のほうの看板は花見の期間が終われば撤去してしまうのか、それとも……

○議長（野村 洋君） 撤去するということ言っている、さっき。

○9番（河野文彦君） 言っている。

○議長（野村 洋君） うん。

○9番（河野文彦君） すみません。それちなみに撤去して、どこか別な場所に設置し直すのでしょうか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

看板の関係なのですけれども、プールのところにあるところは撤去いたします。道の駅にある看板のところについては、しばらくの間設置する予定となっております。プールの撤去した後は、とりあえず使用のことは考えておりません。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正しようとするものです。



改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料3の新旧対照表によりご説明いたします。2ページを御覧願います。2ページ上段、第6条、書面審理及び中段以降の第10条、手数料の額等に係る規定の改正は、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料4の新旧対照表によりご説明いたします。2ページを御覧願います。第1条による改正です。2ページ上段、第24条、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正は、非課税措置の対象を寡夫から独り親に改めようとするものです。

続きまして、2ページ中段、第34条の2、所得控除に係る規定の改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、2ページ下段、第36条の2、町民税の申告に係る規定の改正は、項ずれに伴う条文の整備をしようとするものです。

続きまして、3ページ下段、第36条の3の2、町民税に係る給与所得者等の扶養親族等申告書に係る規定の改正は、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合における規定の整備をしようとするものです。

続きまして、4ページ中段、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定の改正は、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合における規定の整備をしようとするものです。

続きまして、5ページ上段、第48条、法人の町民税の申告納付についての改正は、項ずれに伴う条文の整備をしようとするものです。

続きまして、5ページ中段、第54条、固定資産税の納税義務者等についての改正は、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者を所有者とみなすことができる規定の整備をしようとするものです。

続きまして、8ページ中段、第61条第9項及び第10項、固定資産税の課税標準と9ページ上段、第61条の2、法第349条の3第28項等の条例で定める割合についての改正は、項ずれに伴う条文の整備をしようとするものです。

続きまして、9ページ中段、第74条の2、被災住宅用地の改正は、第3項の現所有者の申告、補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の整備をしようとするものです。

続きまして、10ページ中段、第75条、固定資産に係る不申告に関する過料についての改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、10ページ下段、第94条、たばこ税の課税標準についての改正は、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について見直しをすることについての規定の整備をしようとするものです。

続きまして、11ページ中段、第96条、たばこ税の課税免除についての改正は、課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化について規定の整備をしようとするものです。

続きまして、12ページ上段、第98条、たばこ税の申告納付の手続について、項ずれに伴う条文の整備をしようとするものです。

続きまして、12ページ下段、第131条、特別土地保有税の納税義務者等についての改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、13ページ上段、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例についての改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、14ページ上段、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例についての改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、15ページ上段、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例及び15ページ中段、附則第7条の3の2についての改正は、改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、15ページ下段、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての改正は、同事業所得に係る都道府県税及び市町村税の課税の特例に

ついで適用期限を3年延長しようとする法律改正に伴う規定の整備をするものです。

続きまして、16ページ中段、附則第10条、読替規定と同ページ下段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、18ページ上段、附則第11条、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義及び次の附則第11条の2、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例についての改正は、法律の改正及び改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、18ページ下段、附則第12条、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例及び21ページ上段、附則第13条、農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例についての改正は、法律の改正及び改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、21ページ下段、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例、22ページ中段、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税、22ページ下段、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例についての改正は、改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、24ページ中段、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についての改正は、低未利用土地等を譲渡した場合の同特例の創設に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、24ページ下段、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての改正は、同特例についての適用期限を3年延長することに伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、26ページ中段、附則第22条、個人の町民税の税率の特例等についての改正は、改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、第2条による改正です。27ページ上段、第19条、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金及び28ページ中段、第20条、年当たりの割合の基礎となる日数、同ページ下段、第23条、町民税の納税義務者等についての改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

29ページ上段、第31条、均等割の税率についての改正は、法人税法において通算法人ごとに申告書等を行うこととする規定の整備をしようとするものです。

続きまして、31ページ下段、第48条、法人の町民税の申告納付についての改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、37ページ中段、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の方法及び39ページ上段、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての改正は、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴う規定の整備をするものでございます。

続きまして、40ページ下段、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例についての改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、第3条による改正についてです。41ページ上段、第3条、同ページ下段、附則第1条、施行期日、42ページ中段、第2条、町民税に関する経過措置、43ページ下段、第3条から45ページ中段、附則第8条までの改正は、法律の改正及び改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、第8条による改正です。46ページ上段、附則第5条、町たばこ税に関する経過措置に関する改正は、改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、第9条による改正です。48ページ上段、附則第1条、施行期日から51ページ上段、第10条、手持品課税に係る町たばこ税までの改正は、全て改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、第10条による改正です。53ページ上段、附則第1条、施行期日から56ページ上段、第10条、手持品課税に係る町たばこ税までの改正は、全て改元対応に伴う規定の整備をしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 直接これに関わるかどうかあれなのですが、13ページのところです。

（何事か言う者あり）

○11番（檀上美緒子君） ごめんなさい。資料の延滞金の割合の特例の部分なのですが、けれども、いわゆる延滞金に関わる徴収する割合14.6%という規定があるわけなのですが、今まで森町でこの延滞金がかかっていなかったということがあるのですが、それとの関わりというのはどういうふうに解釈したらいいものなのかなというのをちょっとご説明願います。

○税務課長（柏淵 茂君） お答えいたします。

今までは特例基準割合というのは、これまず現在は特例基準割合というのがございまして、それに対して1%プラスというのが現状の延滞金の要するに利率になってございます。それで、今回の特例についてということなのですが、これが1%から0.5%に下がるという特例についての要するに基準について述べているものでございます。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） ですから、それは分かるのですが、そういう条例があるのだけれども、今まで森町では基本的にはこの延滞金をかけないでやってきたということとのそごうか、それに対しての見解を聞きたいのですが、

○税務課長（柏淵 茂君） お答えいたします。

延滞金を取る、取らないというよりも、これまず法律の要するに改正でございます。ですから、法律の改正に伴って我々のほうの条例も改定しないと駄目なものですから、それ

に伴って特例について要するに改正しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第3号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料5の新旧対照表によりご説明申し上げます。2ページを御覧願います。第23条の改正は、国民健康保険税の減額について軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額の引上げを行うものです。1ページ中段、第23条第1項第2号中の28万円を28万5,000円に改め、2ページ中段、同項第3号中の51万円を52万円に改めようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第8、議案第4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂田明仁君) 議案第4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー6番、説明資料及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。

条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した方などに対して傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正しようとするものです。提案内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して一定期間に限り傷病手当金を支給するため、規定整備するものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものです。

以上、森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

○5番(伊藤 昇君) 何点かちょっとお尋ねしたいと思います。

新しい条例という部分もありまして、被保険者、様々な方が国保に加入をされていると思うのですが、給料という部分になりますと社会保険というような感じもちょっと受けるのですけれども、具体的にどのような方が適用になるのかということが1つです。

それから、支給申請に当たってどのような手続をすればいいのか。病院等で診断等も必要になってくるかと思うのです。この場合に、国保病院は国保のこの条例の中の病院でございまして。国保病院でどのようなそういう対応をしていただけるのか、もしこういう方がいらっしゃった場合。そこをまずお尋ねしたいと思います。

それから、本来傷病手当金というのは任意給付であると思うのです。町が新型コロナウイルス感染症対策として国から特例的に特別調整交付金ですか、頂きながら支援をするということで、ここの第11項の町が支給した金額は当該被保険者を使用する事業者の事業主から徴収すると。本来的にはこれなかった制度なわけです、傷病手当金というのは。任意給付して、国からの支援があるから、つくったと。この場合にこの事業主から徴収すると

いう部分、大変今回の条例改正は読みづらいのです。11項の規定というのは、7項に該当してくるわけです。本来的にこれ条で、第何条、この6項、7項、8項というのは1つの条例だと思ふのです。第何条第何項という部分だと思ふのですけれども、そのあたりを教えてほしい。

それから、附則ですけれども、定める日とあるのですが、いつを定めるのでしょうか。これ規則だと思ふのですけれども。

○保健福祉課長（坂田明仁君） まず、どのような方ということなのですからけれども、なかなか、被用者と限っているということで、難しい面はあるのですけれども、国のほうでは給与をもらっている方という形になっております。

次に、国保病院で、申請の関係です、どのようにしていくかということなのですからけれども、これにつきましてはまず世帯主の方が申請していただくという形になっております。これはコロナに感染した人、感染が疑われる人が対象ということですので、帰国者・接触者相談センターで受診していただく方がまず基本という形になりますけれども、仮に疑いということで、実際そういう受診されていないという方については世帯主のほうの、あと事業者のほうに記入していただいて、証明をいただくという形になっております。国保病院との絡みについては特にないということで、医療機関のほうには国のほうからこういう申請があったら手伝いなさいという形で通知は行っているという形になっております。

次に、任意給付の関係……少々お待ちください。任意給付の関係で、11項の関係でございますけれども、給与をもらっている方については事業者が休んでも給与払うということが基本という形になりますけれども、その辺が入ってこないという場合については、この傷病手当を先に充てて、本来払うべきお金について事業者から徴収するという部分がこの規定の中ではうたわれています。どこまで対応できるかという部分については、やっつけながら、国のほうにも聞きながらやっつけなければならぬという部分で、この11項についてはかなり難しい状況ではありますけれども、国のほうの規定でこうなっているので、入れさせていただいているという形です。

次に、定める日については現在9月末までということで、これについても状況を見ながら国のほうで延長も考えるという形になっております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 先ほど最初のときに条例の中身を課長説明していただければ、各項ごとにあれなのですからけれども、そしたら課長、第7項の中身というのはこれどういうふうに考えればいいのかというのかというのが1つ。

事業者からという部分なのですが、調整交付金でその給付の部分、入ってくるのでしょ、全部。入ってくるのに何で事業者から、このコロナ、特別にそういう支援を今しなければ駄目な時期になぜ事業者から給付金として徴収をしなければいけないのですか、わざわざこういう条例をつくって。なかったら取らなくてもいいのでしょうか。このあたりのちよっと考え方が、ですから1つの項ずつこれは説明すべきだったと私は思うのです。ただ

こういうふうにできました、どうぞ条例見てくださいと。この第11項なんていうのは、前の項目で第7項まで行くのです。こんなの読めますか、一般の人。ですから、本来的には第何条、第何項、第何項とやっていったほうが見えやすいのです、これ。それはつくり方ですから、本則にしようかと附則にしようかと、条立てしようかと項立てしようかとそれは自由ですから、いいのですけれども、私はこれ非常に見づらと思います。

それと、簡単なことでもう一つ、これもきっと違うのだと思うのですが、第7項の中に、上段のほうに3か月とあるのです。かって平仮名のカ。この第8項に1年6か月で片仮名のカとあるのです。これ条例でカなんてつけますか。これ国できつとないと思います。まして平仮名と片仮名でこういう条例つくるというのは私あまり記憶ないのですが、そのあたりちょっとお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 質問にお答えします。

まず、何か月のカの関係だったのですけれども、片仮名のカのほうにちょっと間違っていました。これについては、ちょっと申し訳ないですけれども、訂正させていただきたいと思っておりますけれども、この……

（「議長、すみません。ちょっと聞こえないんです、全然」の声あり）

○保健福祉課長（坂田明仁君） 片仮名のほうについてはちょっと間違っておりまして、条例の案について平仮名のカという形で来ていましたので、そちらにちょっと訂正させていただきたいというふうに思います。

次に、7項の関係でございますけれども、これについては幾ら支給できるかということで記載されております。発症した前の3か月間の給料の金額と、あと勤務していた日数を割り返して1日の単価を出すという形の出し方という形になっておりまして、ここでは全額支払う形というか、出す金額はなっておりますけれども、ほかの保険加入者についても会社などが、事業主が休んだ分については休業手当というか、お金を支払いしてという形が基本という形で、それで足りない部分については傷病手当充てるという考え方もありますので、国保についても同じような考え方で、仮に通常支払わなければならない金額よりも低かった場合とかもありますので、この項の11を国のほうでも示しているという形です。今うちのほうでも内部で考えている中ではあまり該当がないのだろうなという考えはありますけれども、国で示しておりますので、このような形で制定させていただきたいと思っております。

○5番（伊藤 昇君） 最後の言葉で、該当しないと思っているのでという、ただ国から



の改正条例来たから直しましょうということではなくて、やっぱり森町の条例なわけです。町長が発表するわけですから。この中身でどういう方がまず該当されるかということを検証しておかなければならないと思います。その方がそういうふうになった場合には、どういう支援をします。その方々に対する最大限の支援をしてあげるといっても考えながらやっていかなければ駄目だったと思うのです。最後の言葉だったら、うちは該当しないと思うけれども、中身的にこうやって来ているからやりますよと、そういう条例の作り方はちょっとないのではないですか、町長。それきっと失言だと思うけれども、町長、どうですか。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 今の話なのですけれども、この後条例改正もあるのですけれども、北海道の後期広域連合、医療の本部でも同じ条例という形でやっております。森の国保の条例だけがそこを抜かすということになりますと、公平性というか、それも欠けてくるということで、同じ条例の作り方をしております。

○11番（檀上美緒子君） 同じくこの傷病手当の部分なのですが、被用者のみということに関わって、国がそういう方向性というか、出しているからということになるのかと思うのですけれども、国保に入っている同じ自営業者だとか農漁業者だとかという方々もいるわけですが、もちろん新型コロナに感染しないほうがいいですし、感染が広がらないように取り組んでいくということが前提ではありますが、こういう状況の中で、誰がいつなるか分からない状況の中であえて国保の加入者の中に分断を持ち込むような、傷病手当を受けれる方々に対して国保受けているけれども、あなたは受けれるけれども、あなたは自営業だから出ませんとかというふうな形で分断を持ち込むような手当支給の仕方というのはいかかなものかと思うのです。国がそういう方向だから町もというさっきの伊藤議員の質問のあれ聞いていて、ここもそうなのかなと思いつつあれなのですけれども、森町では国保に加入している人たちはもしコロナにかかったとしても傷病手当支給という形がありますから、少しでも安心というか、不安解消になればというようなことであえて分断を持ち込むような形ではやるべきではないと思うのですけれども、そのあたりお願いいたします。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

この傷病手当金は、先ほど伊藤議員からもあったとおり、任意給付ということで、今回はコロナの感染症の関係で特例的に制定しているという形になっております。今言った自営業の方についての傷病手当については、拡大した場合については国のほうからの助成はないよという形になっております。管内の市町村に確認しても国と同様の制度で行うということです。任意給付の場合も傷病手当金については制定できたわけですが、この中で保険財政に余裕があるところがやりなさいということになっておりますので、なかなか難しいのかなというふうに思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 先ほどの応援券の部分とも関わってくるのですけれども、様々

な支援策というのを考えていかなければならないと思うのですけれども、そのときにそれこそ森町が財源的に裕福か、国保も含めてですけれども、それは非常に大変な状況もあるというのは十分承知の上なのですけれども、例えば今増額も要請はしているわけですが、このコロナに関わっての緊急の特別交付金の1兆円の部分も国では出るはずというか、予定で今補正、同じく、今日から国会、補正予算の関係で開かれているわけですが、そういうような措置もありますし、先ほども言ったように、これはコロナに感染した場合、またその疑いがある場合ということで、そうそうあちこちでたくさん出てくるといってもないし、また出してはいけないものだとは思っているのですけれども、そういう状況であるからこそ私はあえて分断を持ち込むような施策というか、やり方というのは、この10万円を出すという前の30万のときも同じですけれども、あえて国民や住民を分断させるような施策を取ることがいかなものかという話なのですけれども。

○保健福祉課長（坂田明仁君） なかなかちょっと難しい、分断とかという話なのですけれども、自営業者については何でないのだということだと思っているのですけれども、先ほどもちょっと答弁させていただいたとおり、後期高齢医療の広域連合についても同じような制度やるということで、仮に国保だけやったという場合になりますと町民の中で不公平感が出てくるというふうになりますので、規定どおり行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） この後、後期高齢者のときも同じ質問しようと思っていたから、今言われたから、あれなのですけれども、私はだから分断を持ち込むなということを行っているから、国保でもそうだし、後期高齢者でもそういう、国保で認めながら後期高齢者では認めないというのはまさしく分断を持ち込むわけだから、それは絶対あってはならないわけで、国保においても後期高齢者においても被用者だけではなくて自営や農漁民や無職の方々も含めて全て新型コロナの疑いやら発病した場合には傷病手当制度というのがありますよというようなことを、森町としてはそういう対応を取りますということをごひとも明言というか、言明してほしいなと思うのですけれども。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 後期高齢の関係は後ほど条例改正させていただきますけれども、町の役割としては申請を受け付けるということですので、そちらの給付のほうの条例の改正についてはちょっと関わるできないということで、仮に国保のほうで制度拡充した場合、同じ制度になることはないというふうな形になります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第5号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第5号の森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

条例の朗読を省略させていただきまして、資料にて説明させていただきます。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、低所得被保険者の保険料軽減強化に伴う令和2年度介護保険料率を定めるため、森町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

資料ナンバー7の1ページ下段、改正内容についてを御覧願います。令和2年度の欄に記載の介護保険料率に改正するため、規定の変更及びそれに伴う元号の改正となっております。資料ナンバー7の2ページ、新旧対照表をお開き願います。第2条において平成32年度を令和2年度と改正し、同条に第3項から第5項を追加しようとするものです。

施行期日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第10、議案第6号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂田明仁君) 議案第6号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー8、説明資料及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。

条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正しようとするものです。提案内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して北海道後期高齢者医療広域連合が一定期間に限り傷病手当金を支給することに伴い、傷病手当金の支給に係る申請書の受付を加えるため、規定整備するものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上、森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第6号に対する質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 令和2年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,576万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ108億5,783万3,000円にしようとするものです。

債務負担行為の設定は、第2表に掲載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金、項1国庫負担金の807万5,000円は、低所得者の介護保険料軽減負担金を計上するものです。

続いて、項2国庫補助金の30万2,000円は、児童手当のシステム改修に係る補助金を計上するものです。

続いて、款16道支出金、項1道負担金の403万7,000円は、国庫同様、低所得者の介護保険料軽減負担金を計上するものです。

続いて、款19繰入金の1億601万7,000円は、ふるさと応援基金を繰り入れ、各種事業に充当しようとするものです。

続いて、款20繰越金の733万円は、補正財源として計上しようとするものです。

次に、8ページをお開き願います。歳出ですが、款2総務費の70万円は、職員住宅給湯ボイラー2台の修繕料を計上するものです。

次に、款3民生費、項1社会福祉費の1,615万円は、低所得者の介護保険料の軽減強化に伴い、介護保険事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の45万3,000円は、児童手当システムを改修しようとするものです。

続いて、目2保育所費の244万1,000円は、濁川地区に居住する旧濁川保育所児童の送迎業務委託料を計上しようとするものです。

次に、10ページをお開き願います。款6農林水産業費の304万7,000円は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、中国への輸出の停止とこれに伴う国内需給情勢の変化により販売価格の下落が著しいことから、北海道漁業振興資金を借り入れる漁業者に対し、借入時に課せられる利子及び保証料の全額を補助しようとするものです。資料ナンバー9を提出しております。

次に、款7商工費の1億297万円は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小小規模企業等の経営の安定を図るため、北海道の融資制度により発生する利子及び保証料の補給支援をしようとするものです。資料ナンバー10を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。  
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。  
これから議案第7号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。  
日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長(野村 洋君) 日程第12、議案第8号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂田明仁君) 議案第8号についてご説明させていただきます。

本案は、令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億499万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、歳出で説明する費用へ充当する道からの交付金でございます。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金の補正は、議案第4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてで可決いただいた新型コロナウイルス感染症に感染した方々の傷病手当金について補正しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第8号について質疑を行います。

○11番(檀上美緒子君) 実際的にこの金額なのですか、何人ほどを算定しているものなのか、お願いします。

○保健福祉課長(坂田明仁君) これにつきましては、国のほうからコロナウイルスの感染症が大幅に増えたときに備えた医療供給体制の検討という資料の数字を参考に作成しまして、6名という形にしております。

以上です。

○議長(野村 洋君) ほかにございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第8号を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第9号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第9号について説明させていただきます。

本案は、令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額を変更せずに、歳入歳出それぞれ20億4,734万円とするものです。

事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。歳入、款1保険料、特別徴収及び普通徴収保険料合わせて1,615万円の減額につきましては、低所得者保険料軽減に伴う減額補正となっております。

款8繰入金1,615万円につきましては、低所得者保険料軽減強化に係る一般会計繰入金の増額補正であります。

6ページをお開き願います。歳出、款2保険給付費につきましては、特定財源の振替によるものです。

以上、議案第9号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくご願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第9号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして令和2年第1回森町議会4月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和2年第1回森町議会4月会議を終了いたします。

休会 午前11時23分



以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和2年4月27日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員